

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター会員に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第39条に基づき、センター会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第2条 会員は、加入の形態に基づき次のとおりとする

- (1) 一般会員 厚木市に所在する会社、商店等（以下「企業」という。）の事業主が従業員の福利厚生为目的で加入手続を行った従業員と事業主
- (2) 継続会員 会員であった者が定年退職を迎えた後、引き続き会員として加入手続を行った者
- (3) 個人会員 厚木市に居住し企業に勤務する勤労者又は厚木市に所在する企業に勤務する勤労者で加入手続を行った者
- (4) 特別会員 当法人の会員であった企業で近隣の市町村に転出した後も引き続き加入を希望する企業及び理事長が特に加入を認めた企業の事業主が従業員の福利厚生为目的で加入手続を行った従業員と事業主

(加入手続)

第3条 センターに加入しようとする者は、加入申込書に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第1号及び第4号に規定する企業の事業主は、原則すべての従業員を加入の対象としなければならない。
- 3 理事長は、加入を承認したときは、会員証を交付するものとする。
- 4 第8条第1項の規定により資格を取り消され、資格取消通知の日から1年を経過していない者は、加入手続を取ることはできない。

(任意加入者)

第4条 前条第2項の規定において次の各号に掲げる者は、任意で加入することができる。

- (1) 6箇月未満の期間を定めて雇用される者
 - (2) 季節的業務に雇用されている者
 - (3) 常時勤務に服することを要しないもの
 - (4) 年齢が満70歳に達した者
- 2 前項のほか、理事長が特に必要と認める者

(資格の発生)

第5条 会員の資格は、第3条第1項の規定により承認を受けた日の属する月の翌月の初日から発生する。

(退会)

第6条 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会届に会員証を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員が退職、又は死亡したとき。
- (2) 退会を決意したとき。

(3) 第8条の規定により、会員資格を失ったとき。

2 退会日は、届け出のあった日の属する月の末日とする。ただし、死亡による退会は、死亡の日とする。

(変更の届出)

第7条 会員は、次に掲げるいずれかの事項に変更が生じたときは、速やかに変更届により理事長に届け出なければならない。

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 事業主
- (3) 会員の氏名及び住所
- (4) その他加入時に届け出た内容

(資格の取消し)

第8条 理事長は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 会費の納入を怠り、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) センターの事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により、会員又は会員以外の者にセンターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けさせたとき。
- (4) センターの信用を著しく失墜させる行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により資格を取り消したときは、当該会員に対して、その理由を付した資格取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により会員の資格を取り消された者は、直ちに会員証を理事長に返還しなければならない。

(権利の喪失及び義務の履行)

第9条 前条第1項の規定により会員の資格を取り消された者は、センターに対する一切の権利を喪失するとともに、センターに対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。

第3章 会費

(会費)

第10条 会費は、月額600円とする。

2 第2条第1号及び第4号の会員については、事業主が会費の2分の1以上の額を負担し、企業内全会員の会費を一括して納入するものとする。

3 継続会員及び個人会員は、会員本人が定められた方法により会費を納入するものとする。

(会費の納入方法)

第11条 会費は3箇月に1回先払いするものとし、その月は、4月、7月、10月及び1月のセンターが指定する日に指定金融機関の口座から振替により納入するものとする。

2 前項に規定する会費の振替金額は、振替月の1日現在の会員数に1人当たりの会費を乗じて得た額の3箇月分の額とする。振替月の2日以降において、会員数に変動があった場合は、振替月以降の会費については、返還又は追加請求を行うものとする。

3 第1項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入す

るものとする。

(会費の返還)

第12条 会費の納入後に退会したときは、退会届を提出した月の翌月以降の会費は、返還する。

2 会費の運用による利益は、返還しないものとする。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。